

からだと心、いつもリフレッシュしながら

私たちの主な権利

2020年4月1日現在

結婚するとき

- 男女別姓（旧姓使用の制度化）
国の人事院規則改正に続き、大阪府でも
01年11月から旧姓使用が制度化されました。
- 結婚休暇
結婚1週間前から6ヶ月後までの間で、
連続5日以内(週休日等を含む)
※挙式・入籍・同居の最も早い日をもって
「結婚の日」とする。

母性のために

- 生理休暇
1回につき2日以内、時間あるいは半日
でもとれますが、1日とカウント。
- 不妊治療休暇
不妊治療を受ける場合、一会計年度につ
き6日以内（日または時間） 給与は減額

妊娠したら

- 通院のための休暇
 - ・妊娠23週まで：4週間に1回
 - ・24～35週まで：2週間に1回
 - ・35週～出産まで：1週間に1回
 - ・出産後：1年までに1回
 - ・その他、医師が指示する回数
- 通勤緩和措置
朝夕各30分以内。1日時間以内にまとめ
ることもできます。徒歩・自転車通勤でも可。
母子手帳の提示でよい。
- 教員の体育実技・負担軽減措置
 - ・小学校 3H/週 中学校 18H/週
高校 体育持ち時間
 - ・支援学校教員は15+3H/週
寄宿舎教員に週29時間の軽減措置
 - ・支援学級担任は、1日2時間
非常勤講師が配置。(原則午前中)

- ・養護教諭の負担軽減は、養護助教諭を配置
- ・すべての職種で妊娠判明時から産休に入る
までの必要な期間に取れます。
- 妊娠障害休暇
つわりや妊娠中の障害のため、14日以内。
バラバラにもとれます。産前休暇に引き続く
場合は、常勤の代替講師が配置されます。(2
週間前までに事由書を出す。)

出産するとき

- 産前・産後休暇
 - ・①通算16週、②ただし産後8週は必ず休
まなければならない。③取得期間は本人申請。
 - ・多胎妊娠には、産前休暇が8週間プラス。
 - ・産前産後期間を越えて必要な休養は、病休対
応。
 - ・事務引継ぎ日があります。
- 早産・流産・死産のとき
 - ・11週まで：2週間(病休対応、診断書要)
 - ・12週以上：16週間の特別休暇 多胎妊娠
は24週間

●男性職員の育児参加のための休暇

年5日以内で、日または時間単位でもOK。妻の出産予定日の8週間（多胎の場合は16週間）前から産後16週間までの期間、当該子または就学前の子の養育のため。

●夫の出産休暇

2日間、出産入院日～出産後2週間以内。
日または時間単位でもOK